県章

三重県公報

令和4年6月24日（金）
第　322　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
370	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	2
371	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
372	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
373	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
374	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
375	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
376	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
377	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
378	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
379	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
380	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
381	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	4
382	同件	(同)	5
383	特定漁港漁場整備事業計画及びその関係書類の縦覧	(水産基盤整備課)	5
384	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
385	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
386	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
387	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(総 合 博 物 館)	7
388	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の収納事務の委託	(同)	7
	内 水 面 告 示		
2	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	7
	公　　告		
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	8
	同件	(同)	9
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	9

告　　示

三重県告示第370号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

別表1(3)の表に次のように加える。

32	保育補助者雇上強化事業費補助金	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、雇い上げた保育補助者を人材育成し、保育人材の確保を図る。	保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な経費	補助基本額の7/8以内	市町

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
総合医療クリニック桔梗	名張市桔梗が丘5番町9街区1812-1	令和4年5月1日
コスモス薬局伊勢小木店	伊勢市小木町674-1	令和4年5月1日
藤里薬局	伊勢市藤里町671-7	令和4年5月1日
ときわ薬局	伊勢市常磐1丁目5-16	令和4年6月1日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘5-9-1812-11	令和4年5月1日
アイン薬局いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 771 三重北医療センターいなべ総合病院別館1階	令和4年6月1日
メープル薬局	三重郡菰野町小島14番4	令和4年6月1日
桜木記念病院　訪問看護ステーション	松阪市南町443-4	令和4年3月1日

三重県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人山脇会　山脇胃腸科内科神経内科	四日市市小杉新町70番地	名称：医療法人山脇会　とと内科診療所	令和4年4月1日
服部クリニック	亀山市亀田町380-4	名称：こばやし内科・呼吸器内科クリニック	令和4年4月1日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島324-13	名称：おつじ医院	令和4年3月22日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島324-13	所在地：北牟婁郡紀北町東長島323-1	令和4年3月22日
東町薬局	亀山市東町1丁目2-19-1	名称：健やか薬局　東町店	令和4年5月1日

みくも調剤薬局	松阪市曽原町 811-1-2	名称：健やか薬局みくも店	令和４年４月１日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市江場 776-5	所在地：桑名市さくらの丘 1 番地	令和３年 11 月１日

三重県告示第 373 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和４年６月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和４年４月 30 日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘 2-5-75-2	令和４年４月 30 日

三重県告示第 374 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和４年６月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
今谷眼科	四日市市羽津山町 15-15	令和４年４月 30 日

三重県告示第 375 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第１項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和４年６月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団ピュアホワイト会　あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町大字長深字築田 510-1 イオンモール東員１階	令和４年５月 31 日

三重県告示第 376 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和４年６月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
総合医療クリニック桔梗	名張市桔梗が丘５番町９街区 1812-1	令和４年５月１日
コスモス薬局伊勢小木店	伊勢市小木町 674-1	令和４年５月１日
藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和４年５月１日
ときわ薬局	伊勢市常磐１丁目 5-16	令和４年６月１日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘 5-9-1812-11	令和４年５月１日
アイン薬局いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 771 三重北医療センターいなべ総合病院別館１階	令和４年６月１日
メープル薬局	三重郡菰野町小島 14 番４	令和４年６月１日
桜木記念病院　訪問看護ステーション	松阪市南町 443-4	令和４年３月１日

三重県告示第 377 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人山脇会　山脇胃腸科内科神経内科	四日市市小杉新町70番地	名称：医療法人山脇会　とと内科診療所	令和4年4月1日
服部クリニック	亀山市亀田町380-4	名称：こばやし内科・呼吸器内科クリニック	令和4年4月1日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島324-13	名称：おつじ医院	令和4年3月22日
尾辻医院	北牟婁郡紀北町東長島324-13	所在地：北牟婁郡紀北町東長島323-1	令和4年3月22日
東町薬局	亀山市東町1丁目2-19-1	名称：健やか薬局　東町店	令和4年5月1日
みくも調剤薬局	松阪市曽原町811-1-2	名称：健やか薬局みくも店	令和4年4月1日
ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市江場776-5	所在地：桑名市さくらの丘1番地	令和3年11月1日

三重県告示第378号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
藤里薬局	伊勢市藤里町671-7	令和4年4月30日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘2-5-75-2	令和4年4月30日

三重県告示第379号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
今谷眼科	四日市市羽津山町15-15	令和4年4月30日

三重県告示第380号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団ピュアホワイト会　あいおいクリニックイオンモール東員医院	員弁郡東員町大字長深字築田 510-1 イオンモール東員1階	令和4年5月31日

三重県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予

定である。

令和４年６月24日

三重県知事　一　見　勝　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和４年６月24日

三重県知事　一　見　勝　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第383号

特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第４項の規定により、次のとおり公告し、関係書類をこの公告の日から起算して20日間縦覧に供します。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案について意見がある場合は、同条第５項の規定により、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和４年６月24日

三重県知事　一　見　勝　之

1　地区名

三重保全二期地区

2　目的

底質改善（海底耕耘、しゅんせつ）、作澪、藻場・干潟の整備に取り組むことにより、効用の低下している

漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図る。

3　計画期間

平成24年度から令和3年度まで

4　計画事業費

6,609百万円

5　計画内容

底質改善（海底耕耘）200ｈａ、底質改善（浚渫）10.5ｈａ、作澪 6.1ｈａ、干潟造成 3.00ｈａ、藻場造成（着定基質）17.56ｈａ

6　縦覧場所

津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所及び尾鷲農林水産事務所

三重県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

第1

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　小船紀宝線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
南牟婁郡紀宝町北檜杖字浪竹710番1地先から 南牟婁郡紀宝町北檜杖字浪竹709番2地先まで	旧	7.4～22.3	38.8
	新	7.4～14.7	38.8

三重県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
一般国道 368号	津市美杉町上多気字奥新田1753番4地先から 津市美杉町上多気字奥新田1723番1地先まで	令和4年6月24日
一般国道 369号	津市美杉町上多気字奥新田1753番4地先から 津市美杉町上多気字奥新田1723番1地先まで	令和4年6月24日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町鍬形官有無番地先から 多気郡多気町鍬形字上峠383番1地先まで	令和4年6月24日
県道 伊勢大宮線	度会郡度会町長原字野田788番1地先から 度会郡度会町長原字野田549番3地先まで	令和4年6月27日
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字大山田1040番2地先から 志摩市阿児町国府字大山田1053番1地先まで	令和4年6月24日

三重県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年6月24日

三重県知事　一　見　勝　之

1　道路の種類及び路線名

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
一般国道	368 号	津市美杉町上多気字奥新田 1753 番 4 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1723 番 1 地先まで
県道	香良洲公園島貫線	津市香良洲町字前川新田 4114 番 1 地先から 津市雲出島貫町字川原新田 1273 番 1 地先まで

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4　占用制限の開始日

令和 4 年 6 月 24 日

三重県告示第 387 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県総合博物館のＭｉｅＭｕグッズ販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 6 月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　委託先

三重県三重郡菰野町千草 2567 番地

株式会社エコムプロダクト

2　委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 388 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県総合博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 6 月 24 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　委託先

三重県津市島崎町 143-6　津市労働会館内

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター

三重県松阪市上川町 212 番地 1

公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター

三重県伊勢市八日市場町 13 番 13 号

一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

2　委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

内 水 面 告 示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 4 年 6 月 24 日

三重県内水面漁場管理委員会会長　　浅　　尾　　和　　司

1　指示の内容

(1)　持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2)　放流等の制限

ア　県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(ｱ)　コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(ｲ)　コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ｳ)　ＰＣＲ（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ　生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2　指示の期間

令和４年７月９日から令和５年７月８日まで

公　　告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和４年６月24日

三重県知事　　一　　見　　勝　　之

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
堀山　香	津市	津市白山町中ノ村宮石500ほか３筆
武田　幸夫	松阪市	松阪市小片野町字小俣道西2615番地

2　農用地利用配分計画の認可日

令和４年６月24日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業用ため池緊急整備事業ため池群整備工事大規模玉城町原１群地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和４年６月24日

三重県知事　　一　　見　　勝　　之

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧の期間
　令和４年６月27日から同年７月25日まで
3　縦覧の場所
　玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸114-2）
　多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業諏訪地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条の３第７項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和４年６月24日

三重県知事　一　見　勝　之

1　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
2　縦覧の期間
　令和４年６月27日から同年７月25日まで
3　縦覧の場所
　伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町3184番地）

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和４年６月24日

三重県教育委員会教育長　木　平　芳　定

1	物品等の名称及び数量	三重県立高等学校指導者用情報端末1,558台
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局高校教育課
3	落札者決定日	令和４年５月16日
4	落札者	三重県四日市市浜田町５丁目27番地第３加藤ビル５F 株式会社フューチャーイン四日市営業所　所長　斉藤　晋
5	落札金額	入札価格63,566,400円 契約金額69,923,040円（うち消費税及び地方消費税6,356,640円）
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和４年３月18日

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　https://www.pref.mie.lg.jp/